

公調委事第70号
平成30年5月24日

国土交通大臣 石井 啓一 殿

公害等調整委員会
委員長 荒井 勉

土地収用法による審査請求に対する意見について（回答）

平成29年5月30日付け国総収第17号をもって意見照会のあった、市道木太鬼無線新設工事（香川県高松市鶴市町字御殿地内）及びこれに伴う導水路付替工事に関して、香川県収用委員会（以下「処分庁」という。）が平成28年9月27日付けでした権利取得裁決及び明渡裁決（以下「本件裁決」という。）に対するXからの審査請求について、貴殿から提出された資料等に基づき検討した結果、公害等調整委員会は次のとおり回答する。

意 見

本件審査請求は、理由がないものとする。

理 由

- 1 審査請求人は、要旨次の事由を主張して、本件裁決の取消しを求めている。
 - (1) 本件裁決により収用される土地（以下「収用対象地」という。）について、金銭ではなく替地による補償を要求したところ、処分庁は収用対象地の現状は荒れ果てていて審査請求人に耕作の意思がないものと判断し、替地の要求には相当性が認められないとされたが、将来の耕作に備え、耕地表土を保全しているのであり、生活の基盤であるため手放すことはできず、金銭補償の場合、現在の市場の状況で資金を投入して耕作すると、破局に陥ることになるため、金銭補償は承諾できない。
 - (2) 平成28年6月22日の審理の場において、審査請求人が替地による補償を希望すると主張したところ、処分庁会長が「補償は替地による」と宣告

するのを聴いたが、本件裁決書では収用対象地の補償は金銭補償となっている。起業者が処分庁会長の宣告を覆したのであるから、本件裁決を取消し、必要であれば処分庁は再度審議すべきである。

2 そこで、審査請求の理由の有無について判断する。

(1) 上記1(1)に関し、審査請求人の主張は、替地による補償が認められなかったことに関する不服であるところ、土地に対する補償金の不服と同様、替地による補償の不服も、帰するところ損失の補償についての不服であると解されることから、土地収用法（以下「法」という。）第132条第2項の規定により、本件裁決の不服の理由とすることはできない。

なお、審査請求人の主張が替地による補償の相当性に関する処分庁の判断に誤りがあるとの趣旨であると解する余地もあるので、この点も損失の補償についての不服に関わるものではあるが、念のため検討する。法第82条第3項の規定により、収用委員会が替地による補償が相当であると認める場合とは、替地による補償を行わなければ、土地所有者及び関係人の今後の生活再建に重大な支障をきたすと認められる場合等、金銭による補償では被収用者の受ける損失を補填しがたいと客観的に認められるような特別な事情が存する場合をいうと解される。資料によると、処分庁は、本件裁決書において、現地調査等から収用対象地は、いずれも現在耕作されており、何らの用途にも利用されていない土地であり、代替地を現実に取り得なければ、従前の生活及び生計を保持し得ないと客観的に認められるような特別な事情は認められず、審査請求人の替地の要求には相当性がないので、金銭補償が相当であると判断していることが認められ、その判断に法令解釈の誤りや事実誤認等があるとは認められないから、本件裁決に違法又は不当な点があるとはいえない。

(2) 上記1(2)に関し、この点についての審査請求人の主張も、2(1)と同様、帰するところ損失の補償についての不服であると解されるが、念のためその主張にかかる事実の存否について検討するに、資料によると、平成28年6月22日の審理の場において、処分庁が審査請求人に対し替地による補償を要求していることを確認した事実は認められるが、処分庁会長が替地による補償を認容する旨の発言をした事実は認められない。したがって、本件裁決に違法又は不当な点があるとはいえない。

(3) また、審査請求人は、別添のとおり、平成29年7月14日付けの追加主張書面において、本件道路の場所を変更すべき旨主張している。この点に

については、本件道路新設工事等の事業認定に関する不服をいうものと解されるどころ、事業認定が無効である場合を除き、事業認定の適否については収用委員会に審査権限がなく、土地所有者等は、収用手続あるいは収用委員会の審理において事業認定に対する不服に関する事項について意見書を提出したり意見を述べるができない（法第 43 条第 3 項、第 63 条第 3 項）ことからすると、本件裁決の不服の理由とすることはできず、審査請求の対象とはならない。

- 3 以上のとおりであることから、審査請求人の主張は、いずれも理由がないものとする。